

【改正後】

普通貯金規定

1 (省略)

2 証券類の受入れ

(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手 (削除) で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。

(2) ～ (5) (省略)

3 ～22 (省略)

(2026年 10月1日現在)

【改正前】

普通貯金規定

1 (省略)

2 証券類の受入れ

(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。(追加)

(2) ～ (5) (省略)

3 ～22 (省略)

(2026年 7月1日現在)